

商工会かわら版

NO 17 号 平成 28 年 10 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★美郷町中小企業・小規模企業 振興基本条例が可決されました



本年 1 月 29 日、上原会長より要望された「美郷町中小企業・小規模企業振興基本条例」が 9 月に開催された「第 3 回美郷町定例議会」において可決されました。(以下、条例と言う)

この条例は、町内企業の成長と持続的発展を推進する事を町の責務とし、その担い手である中小企業・小規模企業の、総合的かつ計画的な振興を目指すものであります。(条例中、町内企業の振興を「町の責務」とし「計画的に推進」するため「必要な財政措置を講ずる」旨が明確に記述されました。)

本条例の成立を受け、当商工会はこれまで以上の連携・協力を通じ地域経済の中核的支援機関としての役割を果たしてまいります。

★定期巡回訪問のご案内



10 月は職員が会員の皆様の
事業所を巡回させていただきます。

10 月は定期巡回訪問の月です。職員が各巡回担当地域を定期巡回致します。

この機会に経営、労働、記帳など、自社の経営課題や資金繰りについてご相談頂ければと考えております。よろしくお願いいたします。

★65 歳以上の方も雇用保険加入可！

平成 29 年 1 月 1 日より満 65 歳以上でも新規で雇用保険に加入することができるようになります。よって平成 29 年 1 月 1 日以降は、すでに働いている従業員さんで入社時 65 歳以上であったため雇用保険に入っていない方、新規で 65 歳以上の労働者を雇う場合は雇用保険の加入手続きを行う必要がでてきます。

★マイナンバーについて



平成 28 年 1 月からマイナンバーが利用開始になりました。マイナンバー制度の導入に伴い、税務関係書類の様式も変わります。

源泉徴収票では「支払い者」「支払いを受ける者」「控除対象配偶者」及び「扶養親族」のマイナンバーの記載が必要になります。従業員や扶養親族のマイナンバーの取得を早目にご準備下さい。

【法定調書での主な変更点】

- ・支払い者及び支払いを受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます・
- ・給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは A6 から A5 になります。

マイナンバーの取得後は情報漏えい対策等の安全管理を徹底しましょう。

★経営革新セミナーの開催について

- 日時 平成 28 年 10 月 20 日 (木)
14:00~15:30
- 場所 美郷町商工会 2F 大会議室
- 講師 (株)ワールドガレージドア
代表取締役 たなむら 店村 けいすけ 圭佑氏
- 演題

「創業成功の原点…経営者の心意気」 ～経済革新への取り組み～

つきましては、お忙しいとは思いますが、多数のご出席して頂きますようよろしくお願いいたします。

—会社紹介—

(株)ワールドガレージドアは、完全オーダーメイドの木製ガレージドアを製造、販売しています。

現社長の店村圭佑氏は 49 歳、パイロットになるためにアメリカの航空パイロット養成学校で学ぶなどの経歴があり、(株)ワールドガレージドア設立と同時に入社し、平成 13 年に現社長に就任しました。